

報告第39号

専決処分の報告について《物損事故（R3.10.7 網野町網野）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月17日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第32号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月10日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町網野地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和3年10月7日、京丹後市網野町網野地内の市道長田妹線において、相手方が自家用車で走行中、車を左へ寄せようと道路側溝を横断した際にグレーチング蓋が跳ね上がり、燃料タンクを破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 518,100円

3 損害賠償の相手方 京丹後市大宮町在住 個人